中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

利子補給金交付要領

1 目的

この要領は、市内の中小企業者等が旭川市中小企業振興資金を借り入れる際、その借入負担を軽減するために、当該中小企業者等が金融機関に支払う約定利息(以下「利子」という。)を市が予算の範囲内で補給することについて定める。

2 補給対象及び補給額

- (1) 補給対象
 - ア 次に掲げる資金を借り入れた旭川市内の中小企業者等(以下「借入者」という。)であること。
 - イ 市税(「市町村税又は特別区税」をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (2) 補給額

補給額は、資金ごとに別に定める借入利率で算出した利子のうち、資金ごとの補給基準に基づき算出した額(円未満切り捨て)以内とし、補給対象期間最終日分の利子を支払う当初約定返済日までに支払われた、「対象期間」内の利子を対象とする。なお、補給基準は融資実行時のものとする。

資金の種類	補給基準	
	補給対象期間	補給率等
ア 大型設備等導入資金 [ものづくり支援融資]	融資を受けた日から 起算して5年間	交付申請に属する期間の支払済み利子のうち年1.0%相当額
イ 企業立地促進資金	融資を受けた日から 起算して3年間	交付申請に属する期間の支払済み利子の全額
ウ 経営革新・販路拡大等支援資金 [経営革新・販路拡大等支援融資]	融資を受けた目から 起算して5年間	交付申請に属する期間の支払済み利子のうち年1.0%相当額
エ 経営革新・販路拡大等支援資金 〔経営力強化サポート融資〕	融資を受けた目から 起算して2年間	・交付申請に属する期間の支払済み利子の全額・同融資間による借換えの場合は対象外とする。
オ バリューアップサポート資金	融資を受けた日から 起算して2年間	交付申請に属する期間の支払済み利子のうち年1.0%相当額
カ 経営課題解決資金 (新型コロナウイルス関連)	融資を受けた日から 起算して2年間	交付申請に属する期間の支払済み利子の全額
キ 新規創業支援資金	融資を受けた日から 起算して2年間	交付申請に属する期間の支払済み利子の全額
ク おもてなし環境整備資金	融資を受けた日から 起算して5年間	交付申請に属する期間の支払済み利子の全額
ケ 中心市街地新規出店支援資金	融資を受けた日から 起算して3年間 ただし、中心市街地 区域外へ移転した場 合、新規創業案件は 2年間とし、既存企 業案件は対象としな い。	<新規創業案件>※分社化を含む。 交付申請に属する期間の支払済み利子の全額 <既存企業案件> 交付申請に属する期間の支払済み利子のうち年1.0%相当額

(3) 大型設備等導入資金(ものづくり支援融資)、経営革新・販路拡大等支援資金(経営革新・販路拡大等支援融資)、バリューアップサポート資金、中心市街地新規出店支援資金(既存企業案件)の補給額の算式は次のとおりとする。

交付申請に属する期間の支払済み利子 × <u>1.0%</u> (円未満切り捨て) 借入利率(約定利率)

3 承認手続

借入者が融資に当たり利子補給金の交付を受けようとするときは、融資あっせん申込書にその旨の申請を行い、融資あっせん書により承認を受けなければならない。

4 申請

- (1) 補給金の交付を受けようとする借入者は、利子補給金交付申請書兼請求書(共通様式第8号)を取扱金融機関による利子の支払 状況証明を受けた(又は利子を支払ったことが確認できるものを添付した)上で、次の資料を添えて、市に申請するものとする。
 - ア 旭川市長が発行する納税証明書(「市税の滞納がないことの証明」で、発行後1か月以内のもの。写し可。)
 - (個人又は法人ではない団体の代表者で、旭川市外に居住地(住民登録)がある場合は、当該個人又は当該代表者の居住地の市町村が発行する、納付義務のあるすべての税目について滞納のないことを示す証明書)
- (2) 申請の時期は原則として年2回、1月から6月までの支払済み利子に係るものについては同年7月に、7月から12月までの支 払済み利子に係るものは翌年1月に申請するものとする。
- (3) 前号の申請時期に合わせて、支払済み利子の全部又は一部をまとめて申請することができるものとする。
- (4)申請できる期間は、融資を受けた翌年度当初から起算して、補給対象期間で定める年限に1年を加えた期間までとする。ただし、

補給対象期間中に当該融資の全部を一括償還した場合は、その翌年度の1月までとする。

- (5)経営力強化サポート融資において、前年度期までの中小企業者等の計画の実施状況を報告していない場合は申請できないものと する。
- (6) 市長が特に必要と認めた場合においては、前第2号の規定にかかわらず、申請することができる。

5 補給金の交付等

市は、補給金の交付を受けようとする借入者から利子補給金交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補給金を交付することが適当と認めるときは、その額を確定の上、当該申請者に交付の決定を通知し、補助金を交付するものとする。

6 補給金の交付決定の取り消し等

- (1) 市は、補給金の交付決定又は交付を受けた借入者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、又は交付した補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - ア 借入者が繰上償還などにより、金融機関から利子の返還を受けたとき
 - イ 借入者が偽りその他不正の手続きにより補給金の交付決定を受けたとき
 - ウ 前号のほか、補給金を交付することが不適当と認める事実があったとき
- (2) 市は前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、当該補給金の交付決定又は交付を受けた借入者に対しその理由を示さなければならない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。